

第1章 平成29年度の主な出来事

特集1

飯田市再生可能エネルギー導入による持続可能な地域づくり条例に基づき、地域公共再生可能エネルギー活用事業として、小水力発電事業が初めて条例認定されました。

平成25年4月1日より「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」（地域環境権条例）が施行されました。

この条例は、地域が主体となり、地域の再生可能エネルギー資源を通じて得られる利益を公益的に活用しようと計画された事業（以下、「事業」）を支援することを目的として制定されたものです。

条例で定める各要件を満たした「事業」を、その計画に係る主体が、市の支援組織である「飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会」（以下、「審査会」）に申請していただいた場合、助言を含めた審査を行います。

「審査会」で、「事業」は条例に適う案件であると認められた場合、市長から「地域公共再生可能エネルギー活用事業」の認定を行います。

この条例を活用して平成28年度までに9件の事業が認定され、平成29年度は以下の事業が新たに認定されました。

《平成29年度に認定を受けた事業の概要》

『小沢川小水力発電事業』

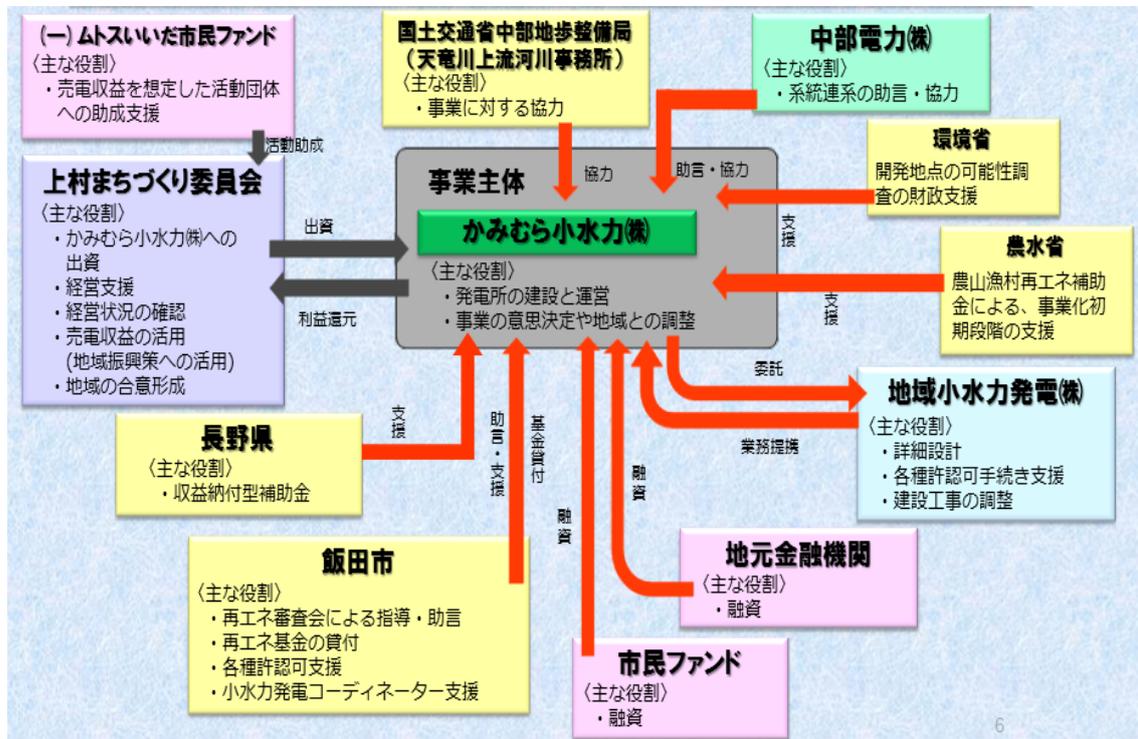
「上村まちづくり委員会」と地域住民が立ち上げた「かみむら小水力株式会社」が地域環境権を行使し、上村地区を流れる一級河川小沢川を利用した小水力発電事業として、地域環境権条例による「地域公共再生可能エネルギー活用事業」の第10号事業に認定され、平成30年3月20日に認定式が行われました。

本事業はかみむら小水力株式会社が固定価格買取制度を利用して全量売電し、運営に係る経費、金融機関や飯田市などへの返済を除いた額の一部を上村まちづくり委員会へ還元する事業です。

上村まちづくり委員会は、その還元金を若者の雇用対策や移住定住支援をはじめ、様々な地域振興事業に活用する予定です。

今回の認定は、本条例を活用した飯田市内の小水力発電事業として初であり、小水力発電事業モデルとして期待されています。

(小沢川小水力発電事業への協力体制)



特集2

一般廃棄物処理施設『稲葉クリーンセンター』の稼働開始に伴い、燃やすごみの分別内容が変更されました。

飯田市内の家庭から排出された燃やすごみ（家庭系一般廃棄物）、事業者のみなさんが事業活動に伴って排出した燃やすごみ（事業系一般廃棄物）の焼却処理は、桐林クリーンセンターの使用期間満了に伴い『稲葉クリーンセンター』に移行され、平成29年9月1日より稼働を開始しました。

<稲葉クリーンセンターの概要>

施設の場所	飯田市下久堅稲葉 1526 番 1
用地の概要	8.5ha（施設用地 7.14ha、搬入道路用地 1.36ha）
施設の概要	焼却処理量：24,994t /年
施設の規模	93t /日（災害時対応余力分 4t /日）
処理の方式	ストーカ式焼却炉
炉の数	2炉構成
炉形式	全連続運転（24時間稼働）
余熱利用	発電（蒸気タービン発電）
最大出力	1,280kW
発電量	700万 kWh/年
試運転開始日	平成29年9月1日
本格稼働日	平成29年12月1日



この焼却施設の変更に伴い、飯田市でも、ごみ分別内容の変更を行いました。

具体的には、これまで「埋立ごみ」としてきた、ビニール・プラスチック製品類や、皮革製品、ゴム製品などが「燃やすごみ」へ移行しました。

この分別変更に併せ、市指定ごみ袋の見直しをおこない、全ての袋に持ち手を加えて利便性を高めたほか、「燃やすごみ」については従前の紙製から高密度ポリエチレン製に変更し、耐水性を高め、なおかつ市場での価格もやや低く提供できるようになりました。

また、分別変更についての周知については、以下の取組を行いました。

- 平成 29 年 9 月から 30 年 3 月までの「ごみリサイクルカレンダー」を作成し、全戸に配布。
- 「ごみ分別ガイドブック」を作成し、全戸に配布。
- 各地区の「ごみ分別学習会」において説明。計 104 回実施。
- 広報いいだ、いいだ FM、ケーブルテレビによる広報。
- ポスターを作成し、各地区に配布、掲示。

平成29年9月から 家庭ごみの分別に注意!!
ごみの分別内容が変わりました!
 今まで埋立ごみに分別していた、「プラスチック製品、ビニール製品、ゴム製品、革製品など」は、燃やすごみに分別してください!

今までの分別内容	燃やすごみ 生ごみ、紙くず、紙おむつ、衣類・布類、木くず・枝葉など	埋立ごみ ガラス製品・せともの・鏡、プラスチック製品、ビニール製品、革製品、ゴム製品、小型家電、混合物、灰、蛍光灯・電球、ヘアペン、ヘアスプレー・化粧品など
	燃やすごみ 生ごみ、紙くず、紙おむつ、衣類・布類、木くず・枝葉など	埋立ごみ 埋立ごみの種類が少なくなりました。ごみ袋へごみを入れる時はご注意ください! ガラス製品・せともの・鏡、小型家電、混合物、灰、蛍光灯・電球、ヘアペン、ヘアスプレー・化粧品など

※ **特定ごみ** **資源ごみ(金属)(紙)** **資源ごみ(プラマーク)** **ガラスびん** **ペットボトル** の分別は今までどおり変わりません!

今までのごみ袋は、引き続き、使用することができます!

注意! ごみ袋の中身は、「新しい分別」でごみを入れてください!!

●特に埋立ごみの袋の中には、プラスチック製品、ビニール製品、ゴム製品、革製品は入れないでください。

〈誤った分別〉 〈正しい分別〉